

入 札 公 告

令和 7 年 2 月 28 日

次のとおり一般競争入札に付します。

分任支出負担行為担当官
神戸植物防疫所長 岡 辰男

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 神戸植物防疫所定期健康診断業務
- (2) 仕 様 等 : 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書及び仕様書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、競争参加資格を有している者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎7階
神戸植物防疫所会計課用度係
TEL 078-331-2385
- (2) 日 時 入札公告日から令和7年3月18日（火）
（ただし、行政機関の休日を除く。午前9時00分～午後5時00分）

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札者の決定方式は、最低価格落札方式によることとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 開札場所及び開札日時

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎7階

神戸植物防疫所会議室

令和6年3月19日（水）9時30分

6. 入札保証金及び契約保証金

免除

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

8. 契約書の作成の要否

要

9. その他

入札書は、開札日時に直接持参もしくは郵送（書留郵便に限る。）することとし、電報、ファックスによる入札は認めない。郵送の場合は開札日の1営業日前必着とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/kob.html>）をご覧ください。

神戸植物防疫所定期健康診断業務仕様書

1. 契約の目的

本件業務は、「農林水産省職員健康安全管理規程」及び「人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という。）」の規定等に基づき、当所職員に対して健康診断を実施し、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知することと併せ、職員ごとの健康管理記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用することを目的として外部委託するものである。

2. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3. 契約履行の場所

時間的制約のある植物検疫業務を行っていることから遠方の医療機関へ出向く方法を採ることは困難であるため、神戸第 2 地方合同庁舎から概ね 5 km 程度に所在し、十分な設備と技術者を有する医療機関又は健康診断を行う専門機関等によるものとする。

4. 健康診断の種類

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) 情報機器作業健康診断
- (4) 婦人科検診

5. 検査項目と予定人数

別添「定期健康診断実施項目」のとおり。

なお一般及び特別健康診断において検査項目が重複する場合は、一度の受診にて検査完了したこととする。

例) 一般及び特別健康診断両方に、血糖検査があった場合、一度の検査にて完了すること。

また、複数の検査項目を含むパッケージとして健康診断を行っている場合、パッケージの検査項目内でもっとも受診予定人数が多い項目と、パッケージの受診予定人数は同数にすること。

(例 1) 受診予定人数が血圧検査 30 人、心電図検査 15 人で、その 2 つのみをパッケージとしているものがあつた際、パッケージの必要数は 30 人分となる。

(例 2) 受診予定人数が血糖検査 40 人、貧血検査 35 人で、胃の検査 30 人で、その 3 つのみをパッケージとしていた場合、パッケージの必要数は 40 人分になる。

6. 実施時期

(1) 一般定期健康診断

契約締結時～令和7年6月下旬頃とし、日程等調整は別途行う。

(2) 特別定期健康診断

第1回目を上記(1)一般定期健康診断と併せて実施する。

第2回目を令和7年12月～令和8年1月頃とし、日程等調整は別途行う。

(3) 情報機器作業健康診断

原則、上記(1)一般定期健康診断と併せて実施する。但し、やむを得ない事情があった場合は日程等調整を別途行う。

(4) 婦人科検診

原則、上記(1)一般定期健康診断と併せて実施する。但し、やむを得ない事情があった場合は日程等調整を別途行う。

7. 実施方法

実施にあたっては健康診断等の検査項目に応じ、適宜の方法・手段を用いて行うものとし、検査に必要な検体容器等の消耗品類は、当所担当者を通じて事前配布を行うこと。

8. 実施結果の通知

健康診断の実施結果の通知については、次のとおりとする。

(1) 健康診断を受けた職員ごとに、書面による健康診断結果通知を2部作成し、うち1部は健康診断を受けた職員配付用として封入措置を施し、うち1部は当所担当者保管用として提出するものとする。

(2) 有所見の職員一覧表を作成し、有所見箇所及び判定状況、再検査の有無等を記載すること。

(3) 特定健康診査結果については、厚生労働省が定める標準的な仕様に即したXML形式の電子データで作成し提出すること。

(4) 実施結果の通知は、健康診断実施日から30日以内に提出するものとする。

(5) 実施結果の通知様式は任意とするが、その記載すべき内容には次の項目を記載すること。

ア) 氏名、性別及び生年月日

イ) 特別定期健康診断にあつては、特定有害業務に係る物質名等

ウ) 健康診断実施年月日

エ) 健康診断を行った医師の意見

オ) 健康診断を行った医師の所属及び氏名

9. その他

- (1) 健康診断等の実施時期に出張・研修・その他の理由により受診できない職員があるときは、当所担当者と個別に日程等調整を図り、当該職員の受診に配慮する措置を講じること。
- (2) 健康診断等に必要な機器類、検体容器等の消耗品類は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 本件業務により知り得た情報については、他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。もし、情報の漏えい等を把握した場合は、直ちに被害の拡大防止等に必要な措置を講ずるとともに、状況を直ちに報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ当所担当者と協議のうえ、本件業務を円滑に実施できるよう努めること。

定期健康診断実施項目

(1) 一般定期健康診断

NO.	項目	予定人数		
		第1回	第2回	合計
1	既往歴及び業務歴、 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	75		75
2	胸部エックス線検査	75		75
3	喀痰細胞診	3		3
4	血圧の測定	75		75
5	血糖検査	52		52
6	尿中の蛋白の有無の検査	75		75
7	尿中の糖の有無の検査	75		75
8	心電図検査	52		52
9	LDLコレステロール検査	52		52
10	HDLコレステロール検査	52		52
11	中性脂肪検査	52		52
12	貧血検査	52		52
13	胃の検査（エックス線検査）	20		20
14	胃の検査（内視鏡検査）	10		10
15	肝機能検査	52		52
16	便潜血反応検査	52		52
17	子宮がん検診（子宮頸部細胞診）	7		7
18	乳がん検診（マンモグラフィ2方向）	4		4
19	乳がん検診（乳腺エコー）	1		1
20	痛風検査（尿酸（UA））	23		23

(2) 情報機器作業健康診断

NO.	項目	予定人数		
		第1回	第2回	合計
1	情報機器作業健康診断 ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状の有無） ② 眼科学的検査 a 視力検査（遠見視力の検査、近見視力の検査） b 屈折検査 c 眼位検査、調節機能検査 d 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査） ※問診において、異常が認められない場合には、医師の判断で省略可	38		38

(3) 特別定期健康診断

NO.	項目	予定人数		
		第1回	第2回	合計
1	11 リン及びその化合物（有機りん剤を除く。）	31	27	58
2	12 有機りん剤（ジメチル・ニージクロロビニルホスフェイト（DDVP）を除く。）	5	15	20
3	14 シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム	30	26	56
4	19 塩素	3	2	5
5	24 硫化水素及びメルカプタン類	3	4	7
6	26 ベンゼン	1	11	12
7	27 フェノール	5	5	10
8	50 クロロホルム	11	11	22
9	57 臭化メチル	42	42	84
10	64 アクリルアミド	1	1	2
11	70 ホルムアルデヒド	1	1	2
12	79 ナフタレン	1	1	2
13	83 有機溶剤（前各欄に掲げる物質に含まれる有機溶剤を除く。）	4	16	20
14	84 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質（エチレンオキシドを除く）	9	9	18

※ 予定人員は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。

(3) 特別定期健康診断 検査項目

項目NO.	検査項目	検査細目	備 考
11 リン及びその化合物（有機りん剤を除く。） （リン化水素該当）			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	りん及びその化合物による既往歴の有無の検査 （倦(けん)怠感、食欲不振、貧血、黄疸(だん)、体重減少等）	
4	自覚症状等の検査	倦怠感、食欲不振、貧血、黄疸、体重減少等	
5	口腔(くう)の検査	口腔粘膜の炎症及び歯牙の障害の有無の検査	
12 有機りん剤（ジメチル－ニ・ニ－ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）を除く。）			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な検査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	有機りん剤による既往歴の有無の検査 （多汗、縮腫、眼瞼(けん)及び顔面の筋線維束攣(れん)縮等）	
4	自覚症状等の検査	多汗、縮腫、眼瞼及び顔面の筋線維束攣縮等	
5	血液の検査	血清コリンエステラーゼ活性値の測定	
14 シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム （青酸ガス該当）			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等）	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等	
19 塩素			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	塩素による既往歴の有無の検査 （呼吸器症状、眼の症状等）	
4	自覚症状等の検査	咳(せき)、痰(たん)、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等	
24 硫化水素及びメルカプタン類			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	硫化水素及びメルカプタン類による既往歴の有無の検査 （呼吸器症状、眼の症状等）	
4	自覚症状等の検査	頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、咳(せき)、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等	
26 ベンゼン			
1	業務歴の調査	問診等	当該業務に現に従事する職員に限る
2	作業条件の簡易な調査	問診等	当該業務に現に従事する職員に限る
3	既往歴の有無の検査	ベンゼンによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、めまい、心悸(き)亢(こう)進、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等）	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等	
5	血液の検査	赤血球数等の赤血球系の血液検査及び白血球数の検査	
27 フェノール			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	フェノールによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、めまい、心悸(き)亢(こう)進、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等）	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等	
5	血液の検査	赤血球数等の赤血球系の血液検査及び白血球数の検査	
50 クロロホルム			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	クロロホルムによる既往歴の有無の調査 （頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等）	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等	
5	肝機能検査	AST等の検査を含む肝機能検査	

項目NO.	検査項目	検査細目	備 考
57 臭化メチル			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	臭化メチルによる既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、咳(せき)、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱(けん)反射亢(こう)進、歩行困難等)	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等	
5	皮膚の検査	皮膚所見の有無の検査	
64 アクリルアミド			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	アクリルアミドによる既往歴の有無の検査 (手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等)	
4	自覚症状等の検査	手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等	
5	皮膚の検査	皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
70 ホルムアルデヒド			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	ホルムアルデヒドによる既往歴の有無の検査 (咳(せき)、痰(たん)、流涙、咽頭部違和感等)	
4	自覚症状等の検査	咳、痰、流涙、咽頭部違和感等	
5	眼、鼻腔、咽喉及び皮膚の検査	眼、鼻腔及び咽喉の粘膜の炎症並びに皮膚の炎症	
79 ナフタレン			
1	業務歴の調査	問診等	当該業務に現に従事する職員に限る
2	作業条件の簡易な調査	問診等	当該業務に現に従事する職員に限る
3	既往歴の有無の検査	ナフタレンによる既往歴の有無の検査 (眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、咳(せき)、痰(たん)、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等) (眼の痛み、流涙、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に現に従事する職員に限る。)	
4	自覚症状等の検査	眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等 (眼の痛み、流涙、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に現に従事する職員に限る。)	
5	皮膚の検査	皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	当該業務に現に従事する職員に限る
6	尿の検査	尿中の潜血検査	当該業務に現に従事する職員に限る

項目NO.	検査項目	検査細目	備 考
83 有機溶剤（前各欄に掲げる物質に含まれる有機溶剤を除く。）			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	有機溶剤による既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、悪心、嘔（おう）吐、不眠、焦燥感、めまい、四肢倦怠（けん）怠感、食欲不振、腹痛等）	
4	自覚症状等の検査	頭重、頭痛、悪心、嘔吐、不眠、焦燥感、めまい、四肢倦怠感、食欲不振、腹痛等	
5-(1)	血液の検査	血色素量及び赤血球数の検査（エチレンジクロールモノエチルエーテル（別名：セロソルブ）、エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート（別名：セロソルブアセテート）、エチレンジクロールモノノルマルブチルエーテル（別名：ブチルセロソルブ）、エチレンジクロールモノメチルエーテル（別名：メチルセロソルブ）及びいずれかをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(2)	肝機能検査	A S T等検査 （一・二・ジクロロエチレン（二塩化アセチレン）、オルト・ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン及びいずれかをその重量の5パーセントを超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(3)	尿の検査	尿中のメチル馬尿酸の量の検査 （キシレン及びキシレンをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(4)		A S T等検査及び尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査 （N・N-ジメチルホルムアミド及びN・N-ジメチルホルムアミドをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(5)		尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査 （一・一・一トリクロロエタン及び一・一・一トリクロロエタンをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(6)		尿中の馬尿酸の量の検査 （トルエン及びトルエンをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
5-(7)		尿中の二・五-ヘキサジオンの量の検査 （ノルマルヘキサン及びノルマルヘキサンをその重量の5%を超えて含有する物）	医師が必要でないと認めるときは検査省略
6	貧血検査	血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査	医師が必要と認める場合に限る
7	肝機能検査	A S T等検査を含む肝機能検査	医師が必要と認める場合に限る
8	腎機能検査	尿中蛋白量、尿中糖量及び尿比重の検査、尿沈渣顕微鏡検査等	医師が必要と認める場合に限る
9	神経学的検査	筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等	医師が必要と認める場合に限る
84 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質（エチレンオキシドを除く）			
1	業務歴の調査	問診等	
2	作業条件の簡易な調査	問診等	
3	既往歴の有無の検査	酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質による既往歴の有無の検査 （咳、痰、嘔声、流涙等）	
4	自覚症状等の検査	咳、痰、嘔声、流涙等	
5	眼、口腔及び皮膚の検査	眼及び口腔の粘膜の炎症、皮膚の炎症、歯牙の酸等の有無の検査	